

「第3次福岡市消費者教育推進計画(案)」に対する パブリック・コメントの実施結果について

1 パブリック・コメントの実施概要

(1) 実施の目的

消費者教育の推進に関する法律に基づき「第3次福岡市消費者教育推進計画」を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、同計画(案)に対する市民意見募集を実施した。

(2) 意見募集期間

令和7年1月6日(月曜日)から令和7年2月5日(水曜日)まで (31 日間)

(3) 実施方法

① 計画(案)の閲覧・配付場所

市ホームページに掲載したほか、以下の場所でも閲覧・配付した。

市消費生活センター(あいれふ7階)、 情報公開室(市役所2階)、
情報プラザ(市役所1階)、 各区役所情報コーナー、
早良区入部出張所、 西区西部出張所

② 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、窓口への持参

(4) 意見の提出状況及び対応

① 意見提出数 5 通

② 意見の件数14 件

③ 意見の内訳

項 目	意見件数
第1章 「福岡市消費者教育推進計画」の基本的な考え方	0
第2章 消費者を取り巻く現状と課題	1
第3章 消費者教育推進の基本的な方向	2
第4章 第3次計画の基本目標と体系	0
第5章 計画の基本施策	9
第6章 計画の推進	2

④ 意見への対応

修正 4 件

原案通り 2 件

事業参考 8 件

2 市民意見要旨及び意見への対応と考え方

番号	頁	該当箇所	意見の趣旨	意見への対応	本市の考え方
1	8 ～ 9	第2章 消費者を取り巻く現状と課題 2 社会情勢の変化 (3) 自然災害等の緊急時における消費行動	「災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、消費生活に関する知識と理解を深めるように消費者教育を行う」ことは重要と考える。 しかしながら、被災者の藁にもすがりたい切迫した心理に付け込み、災害に便乗して悪徳業者が暗躍している実態からすれば、「消費者は適切な意見の伝え方を身に付けるとともに、事業者は消費者の声を受け止め、両者が適切なコミュニケーションをとることで信頼関係が失われることを防ぐ観点が必要」という課題認識だけでは、不十分である。	修正	災害に便乗した悪質商法が発生したことや、不確かな情報に影響を受けた消費者行動がみられたことについての記載はありますが、それに対して消費者がどう合理的に行動すべきかの記載がありませんので、(3)の最後に、「消費者は、平時より何が正しい情報かを見極め、緊急時に適切に行動できることが望まれます。また、市や事業者は、正確で分かりやすい情報の適時発信を行うことが大切です。」という文言を追記します。
2	23	第3章 消費者教育推進の基本的な方向 2 ライフステージに応じた体系的・継続的な実施	国の方針で示された「消費者教育の体系イメージマップ」を活用し、市において、消費者が体系的に消費者教育を受ける機会の充実を図ることについて賛同する。	事業参考	イメージマップを活用しながら、消費者教育を体系的に推進してまいります。
3	24	第3章 消費者教育推進の基本的な方向 3 消費者の多様な特性に応じたアプローチ	学校においては、他に優先課題があり、消費者教育の時間が取れないことから、短時間に効果的に消費者教育を行う必要があると考えるので、「成年年齢の引き下げを踏まえ、学校において、学習指導要領に基づいた知識や技能を身に着ける実践的な消費者教育のために学習の工夫等を進める」との考えに賛同する。	事業参考	学校に学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、児童生徒の発達の段階に応じ一層充実した消費者教育を行ってまいります。
4	28 ～ 43	第5章 計画の基本施策	消費者を取り巻く現状と課題として、自然災害等の緊急時における消費者行動について、非常に重要な視点の問題提起があったと考えるが、「第5章 計画の基本施策」に、消費者が通常ではない精神状態におかれた際の消費者行動や事業者対応に関する基本施策がないことは非常に残念である。	事業参考	緊急時に限らず平時から何が正しい情報かを見極め、適切に行動することができるよう、消費者の情報リテラシーの向上に取り組んでまいります（基本施策Ⅱ）。 また、消費者の他者や社会への配慮といった意識を高め、消費者による従業員等への行き過ぎた言動により両者の信頼関係が失われることを防ぐ観点からも、消費者が消費者市民社会の形成に向けた消費行動を主体的に行えるよう取り組んでまいります（基本施策Ⅳ）。 なお、第2章 消費者を取り巻く現状と課題 2 社会情勢の変化 (3) 自然災害等の緊急時における消費行動 の最後に、「消費者は、平時より何が正しい情報かを見極め、緊急時に適切に行動できることが望まれます。また、市や事業者は、正確で分かりやすい情報の適時発信を行うことが大切です。」という文言を追記します。

番号	頁	該当箇所	意見の趣旨	意見への対応	本市の考え方
5	29	第5章 計画の基本施策 基本施策Ⅰ 様々な場における消費者教育の推進 1 学校等における児童生徒及び若年者に対する消費者教育の推進 (2) 小学校等における消費者教育の推進	小学生や中学生は、保護者の同意のない契約については未成年者取消が可能であるが、高校生は卒業までには全員成人になっていることから、特に高等学校において「学習指導要領に基づいた知識や技能を身に付ける実践的な消費者教育のために学習の工夫等を進める」ための「具体的な取り組み」が重要ではないか。	原案通り	学校における消費者教育につきましては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえて行っていますが、高等学校においては、消費者教育が効果的、具体的に実施されるよう、講師の派遣や若年者に特徴的な消費者トラブルについての注意喚起情報の提供などの支援を行ってまいります。
6	33	第5章 計画の基本施策 基本施策Ⅰ 様々な場における消費者教育の推進 2 地域等における高齢者等に対する消費者教育の推進 (3) 家庭における消費者教育の推進	「市においては、家庭における消費者教育を支援するための情報提供や親子で学べる学習の機会を提供します。」に賛同する。特に、「保護者向け子どもの事故に関する出前講座の実施」や「夏休み親子講座の実施」など、より拡充されることを望む。	事業参考	出前講座や親子講座の実施をはじめ、今後とも、家庭における消費者教育を支援するための情報提供や親子で学べる学習機会の提供に努めてまいります。
7	36	第5章 計画の基本施策 基本施策Ⅱ デジタル化に対応した消費者教育の推進 2 デジタルサービスに不慣れな消費者に対する啓発の強化	デジタル関連の知識が不足しているのは、デジタル機器に触れる機会が少ない消費者だけではなく、日常的にスマホは触っているものの基本的な操作しかできない人も多く含まれると思うので、「デジタル機器に触れる機会が少なく、」の次に「また、触れる機会があっても、」を挿入してはどうか。	修正	ご意見を踏まえ、「デジタル機器に触れる機会が少なく、」の次に「また、触れる機会があっても、」を追記します。
8	37	第5章 計画の基本施策 基本施策Ⅲ 消費者教育の担い手の育成と連携 1 教職員の指導力の向上 (1) 小学校等における教員の指導力の向上	消費者を取り巻く現状と課題として、「成年となったばかりの社会経験が少ない若者が狙われる悪質商法の被害が拡大するおそれがある」との認識がなされているが、基本施策Ⅰの学校における消費者教育の部分では「学校等」の括弧に高等学校が含まれている。小学生や中学生は、保護者の同意のない契約については未成年者取消が可能であるが、高校生は卒業までには全員成人になっていることから、特に高等学校において「学習指導要領に基づいた知識や技能を身に付ける実践的な消費者教育のために学習の工夫等を進める」ための「具体的な取り組み」が重要ではないか。	原案通り	学校における消費者教育につきましては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえて行っています。高等学校においても、消費者教育が効果的、具体的に実施されるよう、講師の派遣や若年者に特徴的な消費者トラブルについての注意喚起情報の提供などの支援を行ってまいります。
9	38	第5章 計画の基本施策 基本施策Ⅲ 消費者教育の担い手の育成と連携 2 地域における高齢者等に対する消費者教育の担い手(消費生活サポーター)の育成と支援	サポーター制度があるのは知らなかった。どのような活動をしているのかを市政だよりで紹介すれば、なりたいというボランティアも増えるし、悪質な業者も警戒するので、被害が少しは減るのではないか。	事業参考	市においては、地域において、悪質商法のトラブル事例や対処法を伝達し、高齢者等の消費者被害防止を図る市民ボランティアである消費生活サポーターを育成し、その消費者教育の取り組みを支援しています。より多くの校区・地区に消費生活サポーターが生まれるよう、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会などとも協力しながら登録を呼びかけてまいります。消費生活事業者サポーターを含めたサポーター制度について、あらゆる機会をとらえて制度の周知に努めてまいります。

番号	頁	該当箇所	意見の趣旨	意見への対応	本市の考え方
10	39	第5章 計画の基本施策 基本施策Ⅲ 消費者教育の担い手の育成と連携 3 事業者(消費生活事業者サポーター)における消費者教育の取組みの支援	「消費生活事業者サポーター」でなくても、消費者の見守りや啓発活動を行っている事業者であれば、市として積極的に支援すべきである。したがって、【主な取組み】の部分以外は、単に「事業者」とすればよいのではないかな。	修正	ご意見を踏まえ、【主な取組み】部分以外の「事業者（消費生活事業者サポーター）」「消費生活事業者サポーター」は、「事業者」に修正します。
11	41	第5章 計画の基本施策 基本施策Ⅳ 消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成 1 エシカル消費の推進	エシカル消費の推進については、自分も商業施設に不要になった衣類を回収するBOXが設置されていたので利用した。燃えるゴミとして出すよりもよっぽど良いし、日常的に取り組むことができるので、こういったものがもっと増えて欲しいと思った。	事業参考	消費者のエシカル消費に関する意識をいっそう高めるため、具体的な実践事例の紹介などを通して、消費者の積極的な参画を促してまいります。
12	43	第5章 計画の基本施策 基本施策Ⅳ 消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成 2 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進	国の方針において、「金融リテラシーは、消費者教育の重要な要素であり、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、連携した消費者教育を推進することが重要である。」と記載されている。投資のような先進的な消費者が多い地区においては、より積極的に金融経済教育を消費者教育に盛り込まれるべきと考えるが、「主な取組み」に具体的な記載がなく残念に思う。	事業参考	【主な取組み】には、消費生活に関連する教育として、市の分野別計画に基づき推進しております環境教育及び食育を掲載していますが、金融経済教育や国際理解教育、情報教育などにつきましても、所管する部署、関係機関団体と連携しながら、消費者教育の効果的な推進に努めてまいります。
13	44	第6章 計画の推進 1 計画の推進体制・進管理	第5章の基本施策に係る「庁内各局区」の並び順と、図の中の「庁内各局区」の並び順は一致しているのか。基本施策の並び順で図の中を並べるとした場合、「環境教育を所管する部局」が「食育を所管する部局」よりも上にあるべきだし、「学校教育を所管する部局」はもっと上にあるべきではないかな。	修正	ご意見を踏まえ、第5章の計画の基本施策の順に沿って、庁内各局区の並びを修正します。
14	45	第6章 計画の推進 2 計画の成果指標 (2) 消費生活センターの認知度	消費生活センターを知らない人がまだまだいると知って驚いている。これからも頑張って認知度を広めて欲しい。	事業参考	消費生活センターの認知度を向上させることは、一人で悩まず気軽に相談することにより消費者トラブルの未然防止や被害の拡大防止につながりますので、今後とも周知に努めてまいります。